

豊島区 病児・病後児保育について

●病児・病後児保育事業とは

子育てと就労の両立支援の一環として、認可保育施設等に通っている幼児が以下の状態で、集団生活が適当でない時期に、専用施設で一時的にお預かりする事業です。

○病児：当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難な児童

○病後児：病気の回復期であるが、集団保育が困難な期間にある児童

●お預かりできるお子さん(利用要件)

豊島区内に住所を有し、教育・保育給付認定、施設等利用給付認定がある、または、保護者が就労証明書を提出できる。下記の施設を利用しているお子さん。

- ①認可保育施設(地域型保育事業を含む)
- ②東京都認証保育所
- ③幼稚園(預かり保育を月10日以上利用し、預かり証を提出できる。)
- ④認定こども園(預かり保育を月10日以上利用し、預かり証を提出できる。)
- ⑤東京都、または児童相談所設置区に届出をしている認可外保育施設
- ◆上記「お預かりできるお子さん」のうち、②～⑥に該当する場合、幼児教育・保育の無償化のなる場合があります。

詳しくは区のHP等ご覧ください。



【注意事項】

保育利用の受け入れ年齢は、利用日現在満1歳を経過しているお子さんとします。

●お預かりできる症状の範囲は(いずれも医師の病児または病後児保育の利用に支障がないという診断が必要です。)

- (1)感冒、消化不良症等、乳幼児が日常罹患する疾患
・・・急性期を経過したが、集団保育が適当でないとき。
- (2)水痘、麻疹、インフルエンザ、新型コロナウイルス等の伝染性の疾患
・・・かかりつけ医にうつる心配がない(①当面症状の急変が認められない⇒病児 ②回復期にある⇒病後児)と診断されたものの、集団保育が適当でないとき。
- (3)喘息等の慢性疾患
- (4)熱傷、骨折等の外傷性疾患
- (5)その他医師が利用可能と判断した疾患

●利用の前に

利用を希望する方は、事前に利用登録申請の手続きを行ってください。(裏面参照)

●実施施設

種別		病後児保育 (保育所併設型)			病児・病後児保育 (診療所併設型)	
施設名		同援さくら保育園 病後児保育室	西巣鴨さくらそう 保育園 病後児保育室	せんかわみんなの家 病後児保育室	田村医院 ピヨピヨ病児・病後児保育室	ちあふるクリニック東池袋小児科 病児保育室
所在地		南池袋3-7-8	西巣鴨 1-1-13	要町3-54-8	池袋本町1-45-16	東池袋4-2-1-303
電話番号		03(5957)7510	03(5907)5110	03(3530)5735	03(5985)1424	070(4355)0375
利用	曜日	月 曜 日 ～ 金 曜 日 (12月29日～1月3日及び祝日を除く)				月・火・木・金 (12月29日～1月3日及び祝日を除く)
	時間	午 前 7 時 15分 ～ 午 後 6 時 15 分			午前8時30分～ 午後6時15分	午前8時45分～ 午後6時15分
予約	曜日	月曜日～金曜日				月・火・木・金
	時間	午 前 9 時 ～ 午 後 5 時				
	その他	利用日の前日までに直接施設に電話予約してください。 *当日利用希望の場合は、当日10時までに電話で予約してください。 かかりつけ医に「病児または病後児保育の利用が可能」と診断され、医師連絡票に記入してもらったうえで、ご予約ください。 *定員が埋まっていってご利用できない場合もありますので、事前に予約状況をご確認ください。				
定員		2 名 / 1 日			4名/1日	2名/1日
食事・おやつ		お弁当・おやつ持参(せんかわみんなの家は除く) 又は給食(昼食・おやつ含む) * 有料			おやつ・お弁当持参 (レトルトのおかず、うどんなどの持参可)	
		麦茶又は白湯は施設にあります、それ以外の飲み物を希望の方は持参ください。				
利用時 必要書類		「医師連絡票」 「利用申込書」 「利用登録確認書」 「児童票」				

●利用料金

※診療所併設型のご利用に際しては、別途消費税がかかります。

1人1日 2,000円 同援さくら保育園・西巣鴨さくらそう保育園・せんかわみんなの家の利用で給食を希望する場合
別途1日500円が必要になります。利用料は、利用日ごとに当日お子さんをお預けになる際に施設に直接お支払ください。

* 利用料のお支払方法は施設によって異なります。詳しくは直接施設にお問い合わせください。

【利用料の減免について】

下記の世帯は利用料の減免申請を提出いただくことで無料または半額となります。詳細については保育課にお問い合わせください。なお、利用料の減額・免除の申請は年度ごとに行う必要があります。

利用料が**無料**となる世帯 …… 生活保護世帯
利用料が**半額**となる世帯 …… 保育料算定区民税非課税世帯

☆登録からご利用まで☆

保育課へ登録申請



登録番号取得



病児・病後児保育室施設に電話予約



利用

●登録申請（登録事務は保育課で行います。）

登録希望の方は、お子さんが在籍している保育所（認可保育所のみ）や保育課、豊島区ホームページ「病児・病後児保育」から、登録申請に必要な書類をお受け取りください。

「利用登録（申請）書」・「児童票」・「利用登録確認書」・「利用料減額免除申請（必要な方のみ）」に必要事項を記入し、保育課にご提出ください（郵送可）。

幼稚園に通われている方は、更に「就労証明書」（勤務先で発行）と「預かり保育登録利用承認書」（幼稚園で発行）、または「預かり保育利用証明書」（私立幼稚園）、または「認定子ども園利用証明書」の提出が必要な場合があります。

（教育・保育給付認定証の2号の交付をされている場合は必要ありません。）

* 豊島区ホームページ：「子育て・教育」→「保育」→「病児・病後児保育事業」

* 満1歳未満でも11か月をめぐりに登録はできますが、ご利用は満1歳になってからになります。



●登録番号取得

登録手続き完了後、保育課窓口で「登録確認書」「児童票」及び利用時に必要な書類（「医師連絡票」「利用申込書」）をお渡し、または郵送いたします。

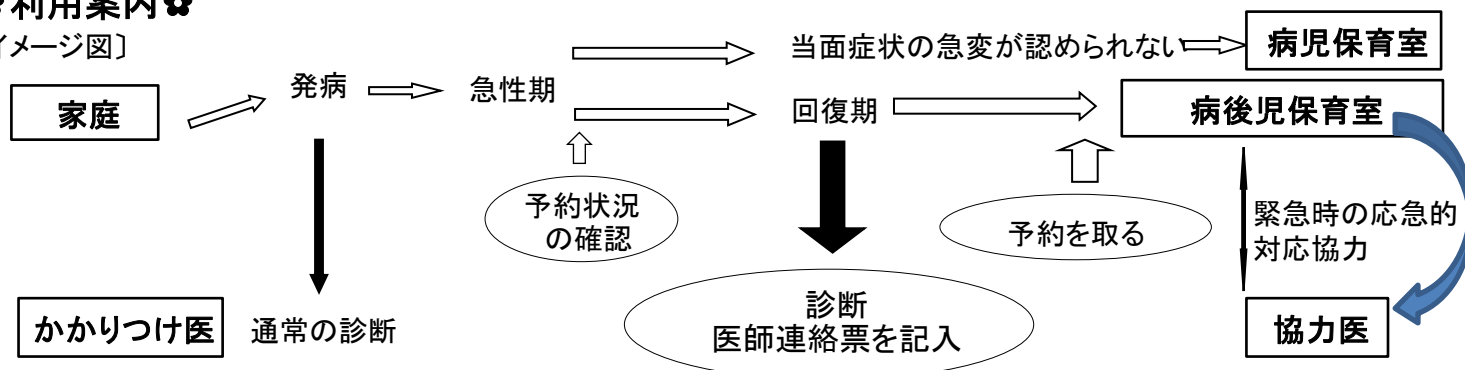
※「医師連絡票」と「利用申込書」は施設利用するたびに必要なので、コピーしてお使いください。

・一度登録していただくと、お子さんが利用要件に該当している期間中は有効になりますので、書類は大切に保管してください。（ただし、転園及び年度途中で退園する場合は、登録情報の変更を要しますので、保育課までご連絡ください。）

・幼稚園、認定こども園に通われている方の登録は利用要件確認のため、毎年度必要です。

☆利用案内☆

〔イメージ図〕



【問合せ先・登録先】

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1
豊島区子ども家庭部保育課 私立保育所グループ

豊島区役所4F
Tel 03-3981-1823

令和7年6月発行